

規制の事前評価書（簡素化 B）

法令案の名称：南極地域の環境の保護に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：環境上の緊急事態に対する対応措置義務及び費用負担義務等の追加等

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：環境省 自然環境局

評価実施時期：令和8年3月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる iii～v のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

iii

(該当理由)

- 本法律案は、環境保護に関する南極条約議定書（平成9年条約第14号）の従来解釈の変更を法に反映するもの及び同議定書の附属書VI（環境上の緊急事態から生ずる責任）（2005年採択。以下「附属書VI」という。）の締結に向けて、その国内担保を図るために必要な措置を講ずるものであり、規制の内容に裁量の余地がないため。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
iii	国際条約等の批准等に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②）
iv	他の法令で具体の規制内容が定まるものであって、評価対象となる規制の規定が含まれる法令ではその内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） <ul style="list-style-type: none"> 具体の規制内容は下位法令に委任しているもの ある規制の内容を他の法令から準用している場合であって、当該法令の改廃に伴い、当該規制の内容を機械的に改廃する必要があるもの
v	科学的知見に基づく措置であって、その内容に裁量の余地がないもの（様式2—②） <ul style="list-style-type: none"> 研究者等専門家の知見や実証実験結果といった科学的知見に基づく措置であって、その内容、度合い等について行政に裁量の余地がないもの。ただし、当該措置により重要な効果の喪失や重要な行動変容など※が発生する可能性があるものについては適用しない。 <p>※ 例えば、ある物質を規制することで、これまで医療など有益な用途に使っていたものが使えなくなる、代替された別物質がまた異なる負担をもたらす可能性が高いなどが想定される。</p>

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・環境保護に関する南極条約議定書の的確かつ円滑な実施を確保するため、事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動として南極地域の海域において行われる科学的調査の追加等を行うとともに、南極地域活動により生ずる環境上の緊急事態に対する当該南極地域活動の主宰者の対応措置の実施の義務付け等の同議定書附属書VIの締結に係る措置を講ずる。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・近年、南極における観光客数が増加しており、観光船等の船舶からの油流出事故等により環境上の緊急事態が発生する可能性が高まってきている。附属書VIでは、南極地域における活動により生じる「環境上の緊急事態」に伴う責任について定めており、附属書VIの発効に向け、我が国としても、その内容の国内担保を図り、附属書VIを早期に締結する必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- (1) 環境大臣の確認を要する「南極地域活動」の範囲の見直し
事前に環境大臣の確認を要する南極地域活動の対象に、南極地域の海域において行われる科学的調査等を追加することとする。
- (2) 附属書VIの締結に向けた対応
 - ① 「環境上の緊急事態」等の定義を規定する。
※ 「環境上の緊急事態」とは、附属書VIの効力発生後に発生した偶然の事故であって、南極の環境に対して重大かつ有害な影響を及ぼし、又は及ぼす急迫したおそれがあるものをいう。
 - ② 南極地域活動を実施するため南極地域に向かう前に、主宰者は、事故防止のための措置の実施、対応措置にかかる費用の負担能力の維持、緊急時計画の作成・提出を行うこととする。
 - ③ 主宰者の南極地域活動により南極地域の環境に悪影響を及ぼす事件が発生した場合、当該主宰者に対し、当該事件の発生についての環境大臣への通報及び当該事件に対応するための措置の実施を義務付ける。
 - ④ 環境大臣は、通報された内容に基づき、当該事件が環境上の緊急事態に当たる場合、その概要及びとるべき対応措置の内容等を公示することとする。
 - ⑤ 環境上の緊急事態が発生したとき、当該環境上の緊急事態を発生させた主宰者は、迅速かつ効果的な対応措置をとらなければならないこととする。
 - ⑥ 主宰者が迅速かつ効果的な対応措置をとらない場合、環境大臣は対応措置をとる旨の命令を発出することとし、主宰者が当該命令に応じない場合、必要に応じ環境大臣又は関係行政機関の長が主宰者に代わり対応措置をとることとする。
 - ⑦ 南極地域活動の主宰者が対応措置をとらない場合であって、環境大臣等が当該主宰者に代わり対応措置をとった場合等は、当該主宰者に対応措置費用を負担させることとする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- (1) 環境大臣の確認を要する「南極地域活動」の範囲の見直し
南極地域の海域において行われる科学的調査等についても環境大臣による事前確認の対象に加わることに
より、行おうとする活動による環境影響の有無や程度の把握、活動自体の透明性向上につながり、適切な活

動の実施を通じた南極地域の環境に対する悪影響の未然防止の効果が見込まれる。

なお、定量的指標として、事後評価までに南極地域活動計画の提出件数を把握することとする。

(2) 附属書VIの締結に向けた対応

— (附属書VIは未だ発効しておらず、南極地域において、環境上の緊急事態が発生し、主宰者に対し対応措置義務又は対応措置費用負担責任が課された実際の事案が存在しないため、現段階で各規制の効果を事前評価することは困難。附属書VI発効後、我が国又は他の締約国の主宰者の活動により環境上の緊急事態に該当する事案が発生した場合には、具体の重大事故事例における対応フローがどのように流れるのかを注視しながら、当該事故対応フローに当てはめたときに、本法律案に新設する規制の遵守がどの程度迅速かつ円滑な環境上の緊急事態対応及び南極地域の自然環境の保護に貢献するか、規制がない場合と比較してその有効性を検証し、事後評価までに定量化することとする。)

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

(1) 環境大臣の確認を要する「南極地域活動」の範囲の見直し

当該規制の拡大により新たにその行おうとする南極地域活動について環境大臣に対し確認申請をする必要が生じる主宰者は、現時点で年間3者程度を想定している。活動の規模や期間等によって環境大臣への提出を要する南極地域活動計画の作成にかかる時間は異なるが、主宰者として同計画を構成する各南極地域活動の各行為者の情報や活動内容詳細のとりまとめ(5日間)、申請書類の準備(3日間)及び環境省担当職員との連絡・調整(2日間)に合計10日間を要すると仮定すると、3件×10日間×19,510円(※1)=58万5,300円の遵守費用が見込まれる。

(※1) 令和6年分民間給与実態統計調査(国税庁)を参照

平均給与(478万円)÷平日日数(245日)=約19,510円

(2) 附属書VIの締結に向けた対応

— (以下のような事務的・金銭的負担が生じることが見込まれるが、南極地域活動計画への追加的記載事項及び緊急時計画の内容については今後ガイドライン等でその詳細を示すこととしていること、環境上の緊急事態発生の時期や場所、様態等によって対応措置の実施の可否やとるべき措置の内容が異なること等から、現段階で、当該規制の新設による遵守費用の具体的な金額を示すことは困難であるが、事後評価までに把握することとする。

- ・環境大臣に対する南極地域活動の確認申請時における、計画記載事項の追加(防止措置及び対応措置に係る債務を担保するための金銭上の保証)及び緊急時計画の作成・提出。【事務負担】
- ・船舶の構造強化、防災用備品の購入、船員の訓練、その他設備や備品の維持・メンテナンス等の防止措置の作成・実施。【金銭的負担、事務負担】
- ・南極地域の環境に悪影響を及ぼす事件を生じさせた場合における措置の実施及び当該事件が環境上の緊急事態に該当する場合における対応措置の実施。【事務負担、金銭的負担】
- ・主宰者が自ら生じさせた環境上の緊急事態に対し対応措置をとらなかった場合における対応措置費用の負担。【金銭的負担】

<行政費用>

(1) 環境大臣の確認を要する「南極地域活動」の範囲の見直し

当該規制の拡大により新たにその行おうとする南極地域活動について環境大臣に対し確認申請をする必要が生じる主宰者は、現時点で年間3者程度を想定している。環境省本省の担当職員1名による申請1件当たりの処理（申請者からの申請前の事前相談対応等を含む）にかかる時間を16時間とすると、3件×16時間×2,650円（※2）＝12万7,200円の行政費用が見込まれる。

（※2）令和7年国家公務員給与等実態調査（人事院）を参照

平均給与月額（42万4,979円）÷（8時間/日×20日間）＝約2,650円

(2) 附属書Ⅵの締結に向けた対応

—（以下のような事務負担が生じることが見込まれるが、南極地域活動計画への追加的記載事項及び緊急時計画の内容については今後ガイドライン等でその詳細を示すこととしていること、環境上の緊急事態発生の時期や場所、様態等によって対応措置の実施の可否やとるべき措置の内容が異なること等から、現段階で、当該規制の新設による行政費用の具体的な金額を示すことは困難であるが、事後評価までに把握することとする。

- ・南極地域活動計画への追加的記載事項及び緊急時計画の確認。【事務負担】
- ・我が国の主宰者が引き起こした環境上の緊急事態に対して対応措置をとることを希望する他の締約国との連絡・調整。【事務負担】
- ・環境上の緊急事態に対し対応措置をとらない主宰者に代わり環境大臣又は関係行政機関の長が実施する対応措置及び主宰者からの対応措置費用の徴収。【事務負担】
- ・環境上の緊急事態に対し、主宰者自身もいずれの締約国も対応措置をとらなかった場合における、主宰者からの対応措置に要するはずであった費用の算定及び徴収並びに主宰者から納付された額に相当する金額の予算要求及び当該金額の条約事務局の基金への送金。【事務負担】

<その他の負担>

—

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

■意見聴取した □意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

- 具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない
- 遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない
- 参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている
- 他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている
- その他

（具体の理由： ）

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・小委員会に専門委員として郵船クルーズ株式会社HSEQ推進部海務チーム長にご参画いただいた（一般社団法人日本外航客船協会からの推薦）。
- ・改正内容に対して特段の反対意見はなかった。

<関連する会合の名称、開催日>

- ・中央環境審議会自然環境部会 南極地域の環境の保護に関する小委員会
第1回：令和7年2月18日
第2回：令和7年7月23日
第3回：令和7年12月26日
第4回：令和8年2月20日から同年2月27日 ※書面開催

<関連する会合の議事録の公表>

- ・環境省 HP において議事録を公開している。なお、同 HP において議事次第や資料についても公表している他、小委員会の様子はインターネットで配信した。

南極地域の環境の保護に関する小委員会：<https://www.env.go.jp/council/12nature/yoshi12-10.html>

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

—

<上記以外の法令案>

— 全面施行から5年後に事後評価を実施する。なお、附属書VIの締結に向けた対応に係る規定の施行は環境保護に関する南極条約議定書附属書 VI が日本国について効力を生ずる日から起算して一月を経過した日からであるが、効力を生ずる日の見通しは現時点においては未定。